

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る
利用者負担額軽減制度事業について

1 生活保護受給者の個室の居住費に係る軽減事業の拡大

2011年（平成23年）4月1日から、生活保護受給者に係る利用者負担額について、本事業の軽減対象に含める予定としています。

「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書」の提出が必要となりますので、申請の支援をお願いします。

なお、確認申請書の受付は、2011年（平成23年）4月1日からとします。

《対象サービス》

介護福祉施設サービス，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護，
短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

《対象経費》

個室の居住費（ショートステイの滞在費を含む。）

※ なお、介護サービス費の利用者負担分（1割負担分），食費，多床室の居住費等は、従来から保護費又は補足給付費として支給しています。

《軽減割合》

100%（利用者負担の全額）

2 経過措置の終了

先般の介護報酬改定による利用者負担の急激な増加を抑えるため、軽減割合を3%引き上げる経過措置を行ってきましたが、2011年（平成23年）3月末をもって、当該措置が終了しますので、利用料の請求などについて、ご注意ください。

なお、現在、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」を交付している方には、軽減割合を変更したものを4月中に交付する予定です（交付申請不要）。

《変更の内容》

2009年（平成21年）4月1日～2011年（平成23年）3月31日

介護サービス費の利用者負担分（1割負担分）の28%（老齢福祉年金受給者53%）を減額

2011年（平成23年）4月1日～

介護サービス費の利用者負担分（1割負担分）の25%（老齢福祉年金受給者50%）を減額

3 事業の推進について

低所得者への十分な配慮の観点から、生計困難者で、まだ軽減対象の確認申請を行っていない方がおられる場合は、引き続き申請の勧奨をお願いします。

また、利用者負担の軽減の申出を行っていない社会福祉法人においては、積極的に申出を行っていただきますようお願いします。

なお、2011年（平成23年）3月1日現在の申出提出法人一覧を添付しますので、ご参照ください。

4 備考

今回の見直しは、国の通知（案）に基づくものであり、正式な通知により、変更が生じる場合は、適宜お知らせします。

《見直し後の制度概要》

対象サービス	訪問介護，通所介護，短期入所生活介護，夜間対応型訪問介護，認知症対応型通所介護，小規模多機能型居宅介護，介護福祉施設サービス，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※介護予防を含む。	短期入所生活介護，介護福祉施設サービス，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※介護予防を含む。
対象経費	介護サービス費の利用者負担分（1割負担分） 食費・居住費（滞在費・宿泊費）	個室の居住費（滞在費）
対象者	市民税世帯非課税者で、次のすべての要件を満たす人 ① 年収が単身世帯で150万円，世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下 ② 預貯金などの額が単身世帯で350万円，世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下 ③ 日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産がない ④ 負担能力のある親族等に扶養されていない ⑤ 介護保険料を滞納していない	生活保護受給者
軽減の程度	対象経費の25%（老齢福祉年金受給者50%）を減額	対象経費の100%を減額